

葉山町環境基本計画

(改定版)

地球上の人々と協調・共生をはかり

豊かな自然に囲まれた中で

安全で快適な生活を実現するまち

令和4年3月

はじめに

葉山町は、青い海と緑豊かな丘陵に囲まれた首都圏近郊の温暖な地として親しまれ、御用邸の町、或いは保養地として広く知られ発展してきました。

町の美しい海辺や自然豊かな山並みを未来へ継承するため、自然環境の保全を推進していく必要があります。

現在、別荘
変化し、身近

こうした現
た自然と共生

町では、平
像を「地球上

な生活を実現
できましたが

定を行いまし

更新予定

なか、生活環境も大きく
ています。

、リサイクルを中心とし
重要と考えております。

するため、望ましい環境
囲まれた中で安全で快適

し、環境保全に取り組ん
即した計画内容として改

今後も引き続き町民、事業者、事業者、町が一体となって協働を進め、緑地の保全再生による社会的価値の向上、ゴミの資源化・減量化による「ゼロ・ウェイストへの挑戦」、外来生物対策による生物多様性の保全など様々な環境活動を推進し、残された自然環境・自然の恵みを共有しながら、自然環境を守り育て、自然と共存するための町づくりを進めてまいりますので、皆様方のご支援ご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、葉山町環境審議会委員の皆様を始め、多くの方々に貴重なご意見、ご指導をいただきましたことに感謝を申し上げ、葉山の自然を多くの方々に知っていただき、環境問題に取り組む機会となればと願っております。

平成 23 年 3 月

葉山町長 山梨 崇仁

葉山町環境基本計画 目次

私たちが目指す環境の姿 ～10年後に残したいと思う葉山の環境～

第1章 環境基本計画の基本的事項

1. 計画の目的と位置付け
2. 計画の対象範囲
3. 環境を取り巻く主な動向
4. 計画の実施主体

第2章 望ましい環境像と基本目標

1. 望ましい環境像
2. 基本目標
3. 施策体系

第3章 環境配慮・行動指針

1. 基本目標1に対する行動
2. 基本目標2に対する行動
3. 基本目標3に対する行動
4. 基本目標4に対する行動
5. 基本目標5に対する行動

第4章 計画の推進

1. 計画の推進体制
2. 計画の進行管理

資料編

2. 葉山町環境基本条例
3. 葉山町環境基本計画の改定経過
4. 環境審議会
 - (2) 葉山町環境審議会委員名簿
 - (4) 関連制度

私たちが目指す環境の姿 ～10年後に残したいと思う葉山の環境～

地球上の人々と協調・共生をはかり、豊かな自然に囲まれた中で、安全で快適な生活を実現するまち

中学生の意見

海

- ・憧れとなっている葉山の海をきれいに保ちたい。また、今よりもごみの数を減らし、自慢になる海にしたい。(葉中3年)
- ・海が好きです。10年後の葉山でも今の海があってほしいと思います。好きな理由は、学校の友達と遊んだり家族との思い出など海の近くだからこそその体験、日常が過ごせて嬉しいからです。また、10年後の葉山の子も私たちも葉山の海で遊んだり日常を過ごしてほしいと思います。私も10年後友達と戻ってきて今と同じように遊びたいです。(南中3年)
- ・僕が残しておきたい葉山の環境の好きなところは海の綺麗さです。なぜなら、葉山は日本のすごく小さい所にありますが、そこにいる魚の種類は約1000種類もいます。そんな日本から見ても自慢できる葉山の海の綺麗さを10年後でも何年後でも、ずっと残していきたいです。(南中2年)

自然

- ・海や山などの自然で、10年とは言わず、もうずーっとなくなってほしくなくて理由は海や山の綺麗さやどんな生き物が生息しているかなどたくさんのことを学べ、人間もすべてを知り、共存しあうべきだと思ったからです。(葉中3年)
- ・海や山・植物などの自然が豊かで、都会化しすぎず静かで落ち着くところ。
春は花と鳥、夏は海、秋は花と空、冬は山など、四季折々の自然が楽しめること。(葉中2年)
- ・海や山、川をきれいなまま残していきたい。
なぜなら、葉山は海があって自然豊かな所が良いところなのに自然が失われて葉山という名前がふさわしくなくなってしまったら嫌だし、なにより次の世代が葉山が自然豊かだと今の自分と同じことが言えていたら嬉しいから。(葉中2年)
- ・都会にはないような自然で溢れているところ。いつも家から出ると木の匂いがしたり、海の近くに行ったら潮の匂いがしたりする、日常の中で自然が感じられるところが好き。10年後も20年後も変わらないでほしい(南中3年)
- ・山と葉山に生息している生物です。葉山はとても自然豊かで山、川、海にたくさんの生き物が暮らしています。絶滅危惧種のサンショウウオやサラサヤンマなどもあります。このような豊かな自然、様々な生物の暮らす葉山が大好きです。少し不便な時もあると思いますがぜひ、この自然を10年後も守ってほしいです。(南中1年)

くらし

- ・過ごしやすく人柄が良いところ(葉中3年)
- ・治安が良い(地域の人々がどこにいても挨拶などをしてくる)(葉中3年)
- ・優しい町内のおじいちゃん、おばあちゃん(葉中3年)
- ・街の雰囲気。10年後なども居心地の良い街であってほしいから(葉中2年)
- ・自然豊かでゴミが落ちていないようなきれいな町。治安が良い町(葉中2年)
- ・都会の様に、ビルばかりではなく自然をしっかりと残した状態で町が発展している所(葉中2年)
- ・みんなの人柄です。葉山の人とはとても人柄がよく温かい町です。よく登下校中に挨拶をしたりすると笑顔で返してくれたり笑顔で挨拶をしてくれる人もいます。そんな温かい町を10年後も残していきたいです。(葉中2年)

アンケート概要：実施期間 令和3年6月17日(木)～7月20日(火)

対象：町立中学校2校 全学年全クラス

山

- ・葉山の好きな所は山が沢山あるところです。ホテルなどの絶滅危惧種が住むほど自然豊かなところです。海も好きですがどちらかと言うと山が好きです。なので10年後百年後もあってほしいなと思います。(葉中3年)
- ・私が葉山町でこれからも残していきたい環境は山です。なぜなら、山に囲まれて生活していると空気がおいしくて気分が良くなるからです。また、近くに山があるからこそ自然とふれあえる様々な経験が小さい頃からでき、山などの自然の大切さを学ぶことができるからです。(南中3年)
- ・360度見回したら必ず山が、木々が揺れている景色が見える町(南中3年)
- ・山は環境にも優しく、いま問題である地球温暖化も二酸化炭素が増えることで起こっている減少なので山を残していけばその地球温暖化問題も少しはよくなると思うからです。(南中1年)

緑・木

- ・緑が多いところ
主に好きだと感じるときは夏です、夏の暑い日にたとえば葉山第一古墳などの緑の多い場所に入ると涼しく気持ちいい風が感じられて好きです(南中3年)
- ・森林が葉山の象徴なので森林を残していきたい。(南中3年)

川

- ・葉山町の環境で好きなところは、自然と、空気です。理由、葉山には木、葉っぱが多くて、川がきれいで場所によってかもしれないけど川にカワセミがいて川が綺麗だと思うので(葉中1年)
- ・森戸川の上流の方はとても水がきれいで、沢に小さなカニがいたりとても自然豊かで、これからも残していきたいなと私は思っています。(南中1年)

- ・自然、文化、町民の人を思う心(葉中2年)
- ・ビル街になってほしくない。自然のままにしてほしい。(葉中1年)
- ・自然と人々が共に暮らす姿(南中3年)
- ・大きい建物や便利など生活がより過ごしやすいのはいいけど、それによって葉山ならではの自然が失われていくのは少し違うと思います。葉山の海、山もそうですが葉山でしか味わえないような食べ物を大事にしていきたいです。なぜなら、他の自然があるところとかわらないようでは観光客にひと、今住んでいる人も魅力を感じなくなってしまうので葉山らしさを大事にしたいです。(南中2年)
- ・ビルなど、高い建物があまりなく、空がきれいに見えるところ。空や雲などを見る時にきれいだ綺麗ってなるし、写真を撮りたくなり、いつもつい撮ってしまうから。空や風景が好きだから。(南中1年)

第1章 環境基本計画の基本的事項

1. 計画の目的と位置づけ

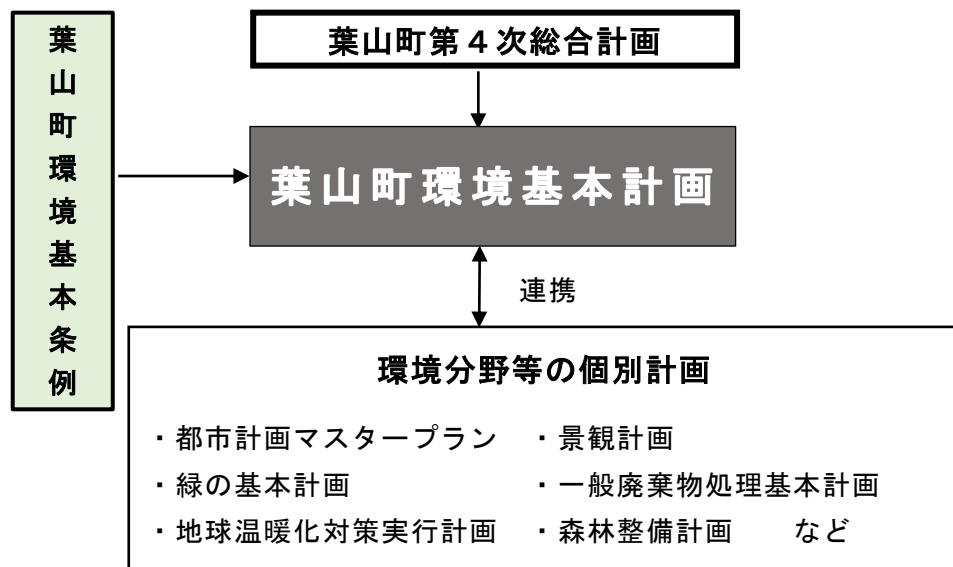
本計画は、「葉山町環境基本条例」（平成11年4月9日条例第6号）の第3条に掲げる基本理念の実現に向けて、目標とする将来像の実現のために、どのような取組みを進めて行くかという方針を定めるためのもので、葉山町の豊かな自然環境及び良好な環境の保全に関する最も基本となる計画です。

計画期間は令和4年度（2022年）から令和12年度（2030年度）までとしますが、基礎的条件である環境や社会経済情勢の変化に対応し、適宜見直しを図るなど柔軟に対応していきます。

本計画は、町の上位計画である「葉山町総合計画」に掲げた施策の方針について、環境面から具体化するもので、町の自然・社会環境の特性、まちづくりの方向性を十分考慮しながら、様々な環境問題に対する取組みを効果的かつ効率的に進めていきます。

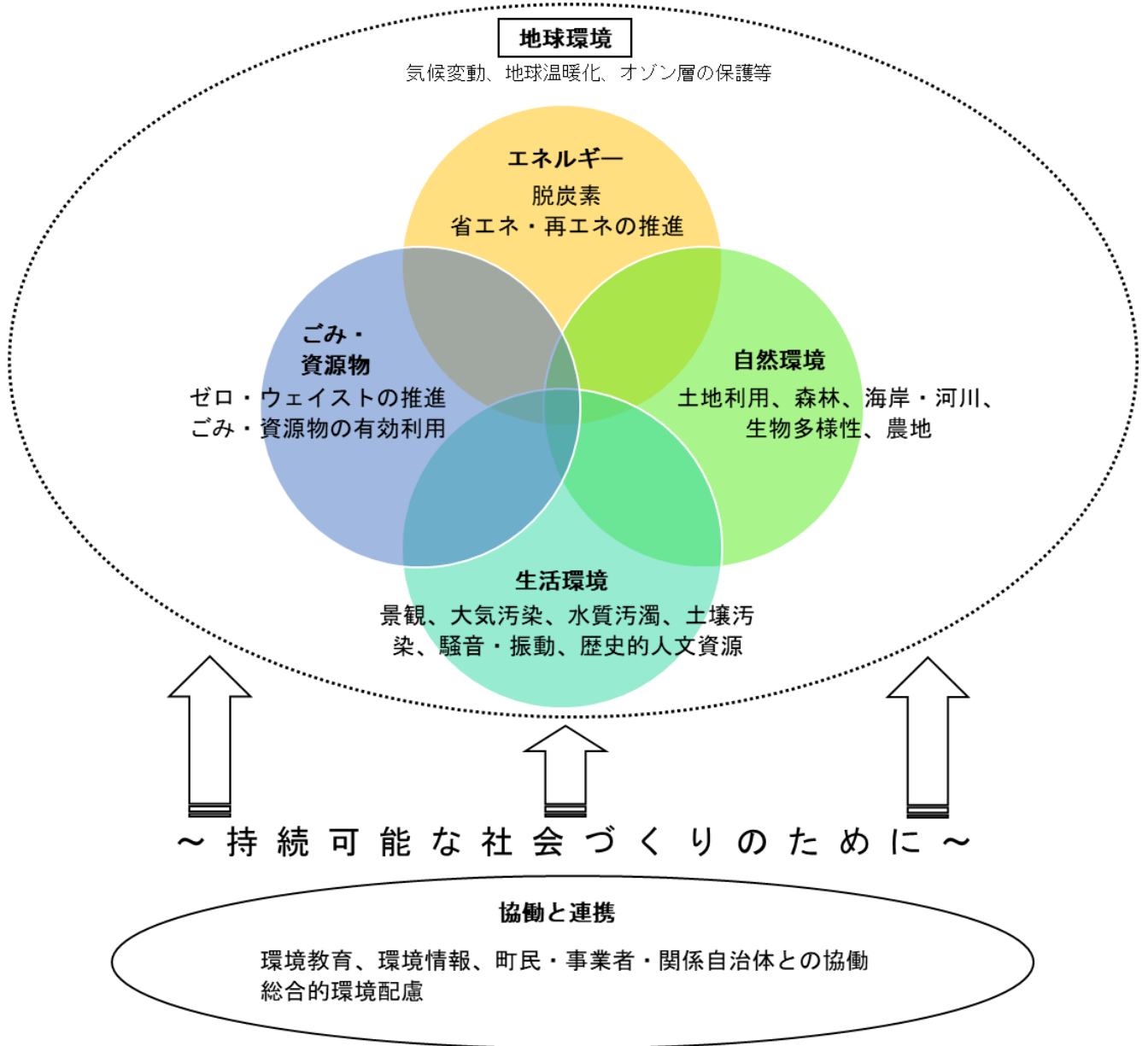
葉山町環境基本条例第3条の基本理念

- ・環境の保全及び創造は、町民が健全で恵み豊かな生活を営む上で必要となる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- ・環境の保全及び創造は、町、事業者及び町民がそれぞれの責務を自覚して、公平な役割分担の下に行われなければならない。
- ・環境の保全及び創造は、地球的規模の環境問題を町、事業者及び町民が自らの課題と認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において、積極的な取組によって行われなければならない。



2. 計画の対象範囲

本計画で対象とする範囲は、次のとおりです。



3. 環境を取り巻く主な動向

(1) パリ協定の採択

平成 27 (2015) 年 12 月に第 21 回締約国会議 (COP21) においてパリ協定が採択されました。パリ協定の目標は「世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて 2℃未満に保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求する」とされています。これを受けて我が国は、平成 28 (2016) 年 5 月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、また、令和 2 年 10 月には 2050 年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すことを宣言しました。この目標達成に向けて、国や自治体を挙げた取組の推進が必要とされています。

(2) 持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals)

持続可能な開発目標 (SDGs) は、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された、令和 12 (2030) 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴールと 169 のターゲットから構

成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っています。



(3) はやま気候非常事態宣言

近年、環境問題は日常生活から地球規模の問題まで広範囲に及んでいます。特に気候変動については世界で様々な異常気象が観測され、猛暑や干ばつ、台風の巨大化等による甚大な被害が発生し、もはや気候変動ではなく気候危機であるとさえ言われています。

本町は、青い海と緑豊かな丘陵に囲まれた首都圏の温暖な地として親しまれ、御用邸の町あるいは保養地として広く知られ発展してきました。

そうした背景から、これまで本町の美しい海辺や、自然豊かな山並みを未来へ継承するための取り組みを進めてきました。しかし、地球温暖化に起因する気候変動が本町にとっても著しい脅威となっていることをあらためて認識し、全町一丸となって気候非常事態に取り組んでいくため、令和3年3月18日に「はやま気候非常事態宣言」を表明しました。2050年という先の目標ではあるものの、今から何を実行すべきか決断が迫られており、その一歩目が「はやま気候非常事態宣言」です。

「はやま気候非常事態宣言」で示した5つのアクション

1. 町民や事業者へ再生可能エネルギーの利用や省エネルギーの推進について周知・啓発をします。
2. 2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指します。
3. ゼロ・ウェイスト社会の実現を目指し、4Rの徹底を図るなど、様々なごみの減量・資源化策を推進します。
4. プラごみゼロを目指す「はやまクリーンプログラム」の取り組みを推進します。
5. 海や里山などを守り、本町の豊かな自然環境を未来へ継承します。

4. 計画の実施主体

本計画では、町に関わる全ての人（町民・事業者・町・滞在者）が危機を共有するとともに、実施主体として次の役割を果たしていく必要があります。

町民	日常生活の中で、持続可能な社会や脱炭素社会の実現に向け、環境に配慮した暮らしを実践するとともに、町の環境保全に関する施策に対して、積極的に参加・協力します。
事業者	自らの事業活動が環境に負荷を与えること十分認識し、公害発生防止など環境への配慮に最大の努力を払うとともに、町の施策に積極的に協力します。
町	環境を保全するための中心的な役割を担い、各主体や行政に関わる諸機関、町議会等と協働・連携をしつつ、持続可能な社会や脱炭素社会の実現に向けて、町の環境の状況に応じた施策を策定し、実施します。 また、広域的な取組みについては、国や近隣自治体と連携を図り、協力を努めます。
滞在者	葉山町の町民・事業者・町の環境への取組みを尊重し、滞在期間中これに積極的に協力します。

第2章 望ましい環境像と基本目標

1. 望ましい環境像

町の環境は、首都圏近郊にありながら、相模湾に面し、富士山や箱根の山々を眺望できる美しい海岸線からなる海と、緑豊かな丘陵地からなる山に囲まれた自然環境を有しております。

この恵まれた環境により、人々の交流が生まれ、地域社会の交流、世代間の交流等々、さまざまな交流の場がひろがり、さまざまな文化・芸術活動や生涯学習活動・コミュニティ活動などが生まれ、生活面においても比較的良好な状況にあるといえます。

しかしながら、近年の文化的な生活スタイルは、大量生産・大量消費をもたらし、環境へ大きな負荷を与え、頻発する異常気象による災害など重大な環境問題へと発展しており、パリ協定やSDGsなど地球規模での取組みが求められています。

このため、私たちは良好な葉山の環境を保全し、次世代に継承するため、町の将来を担う中学生に環境に関するアンケートを実施しました。そのアンケートで出た意見を踏まえ、持続可能な社会や脱炭素社会の実現に向け、気候非常事態や地球温暖化対策、リサイクル・廃棄物問題、海・里山の保全等への対応を推進し、私たちの環境に関わる問題解決に向けて、町民、事業者、町が環境問題の重要性を再認識することで、安全で快適な生活を実現できるように“望ましい環境像”を次のように設定します。

地球上の人々と協調・共生をはかり、

豊かな自然に囲まれた中で

安全で快適な生活を実現するまち

2. 基本目標

町の望ましい環境像を実現するため、地球環境へ配慮し、環境問題に取り組んでいくための視点として、「脱炭素」「資源・ごみ」「くらし」、「みどり・生き物？海と山・生き物？」、「協働」に基づいて次の基本目標を掲げ、施策を推進していきます。

基本目標 1

脱炭素社会の実現に向け省エネ・再エネに取り組むまちづくり

「はやま気候非常事態宣言」アクション2に示したとおり、2050年までに脱炭素社会を実現するために、省エネルギーの徹底と再生可能エネルギーの導入を積極的に推進します。

基本目標 2

ゼロ・ウェイスト社会を目指す循環型のまちづくり

本町は「ゼロ・ウェイストへの挑戦」を掲げ、循環型社会の形成に向けて取り組んでおり、町民の理解と協力、環境意識の高さから本町の資源化率は約50%と全国的に見ても非常に高い水準にあります。今後も環境への負荷を軽減するため資源を有効かつ効率的に利用する対策など循環型のまちづくりを推進します。

基本目標 3

健康に暮らせる良好な生活環境の保全と潤いと安らぎのある快適な環境づくり

大気汚染、生活排水による水質汚濁など「都市・生活型公害」への対応はもとより、みどりや水辺の整備、人文資源の有効な利用等を通じて潤いと安らぎを感じることのできる快適環境づくりを推進します。

基本目標 4

人と自然が調和する健全な自然環境の保全

本町の青い海や緑豊かな里山など美しい自然がもつ様々な機能や役割を未来へ引き継ぐため、また、気候変動により大規模化する風水害に備え、町民の生活・環境を守り危険を未然に防ぐために、適切な保全と活用を推進します。

基本目標 5

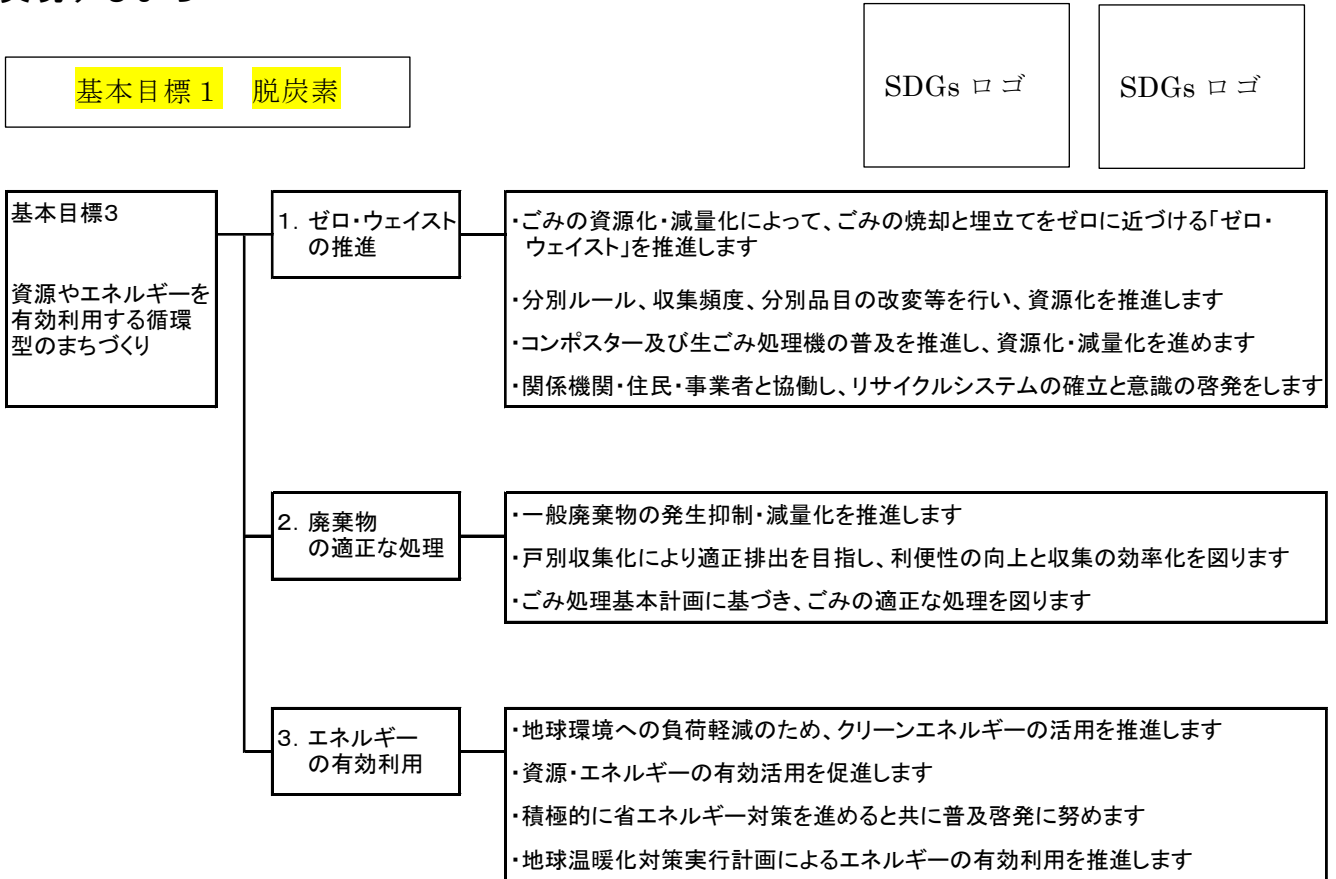
協働と連携で進める環境保全

環境の保全と創造に向けて、町民・事業者・町が様々な活動の場において、環境に配慮した取組みを協働・教育と連携をもって推進します。

3. 施策体系

望ましい環境像

地球上の人々と協調・共生をはかり、豊かな自然に囲まれた中で安全で快適な生活を実現するまち

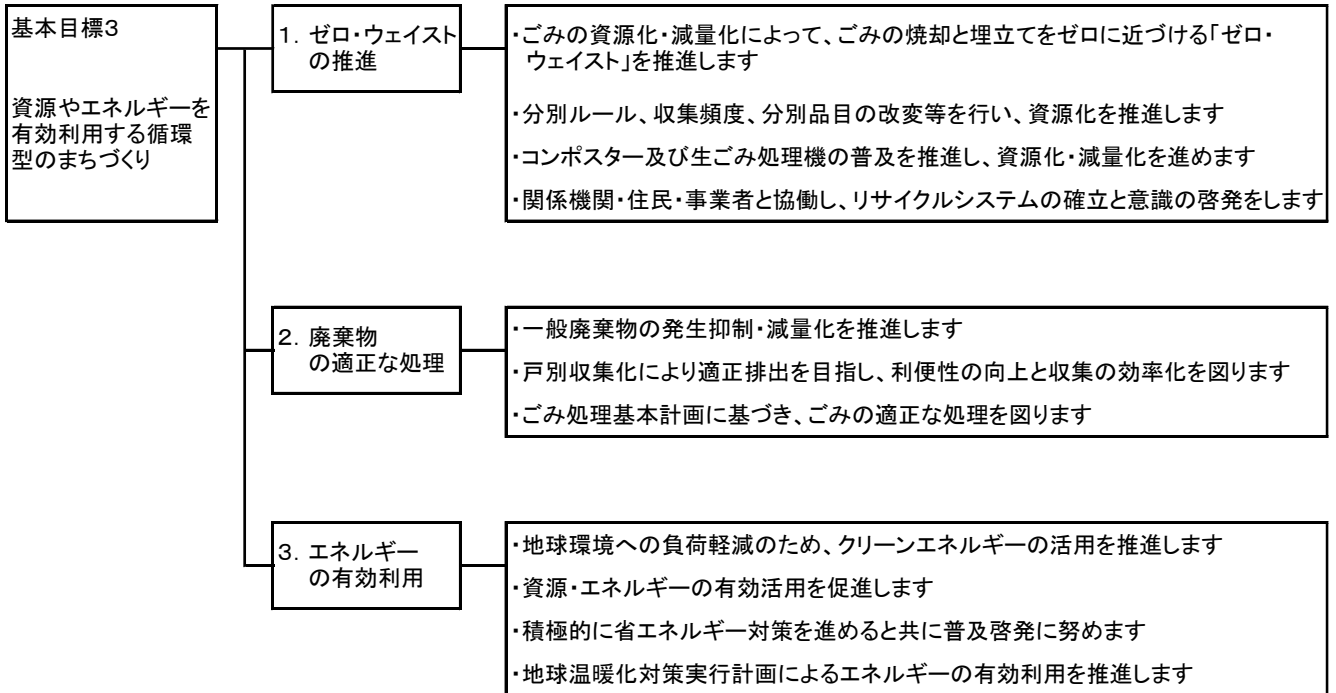


施策の説明

基本目標2 資源・ごみ

SDGs ロゴ

SDGs ロゴ

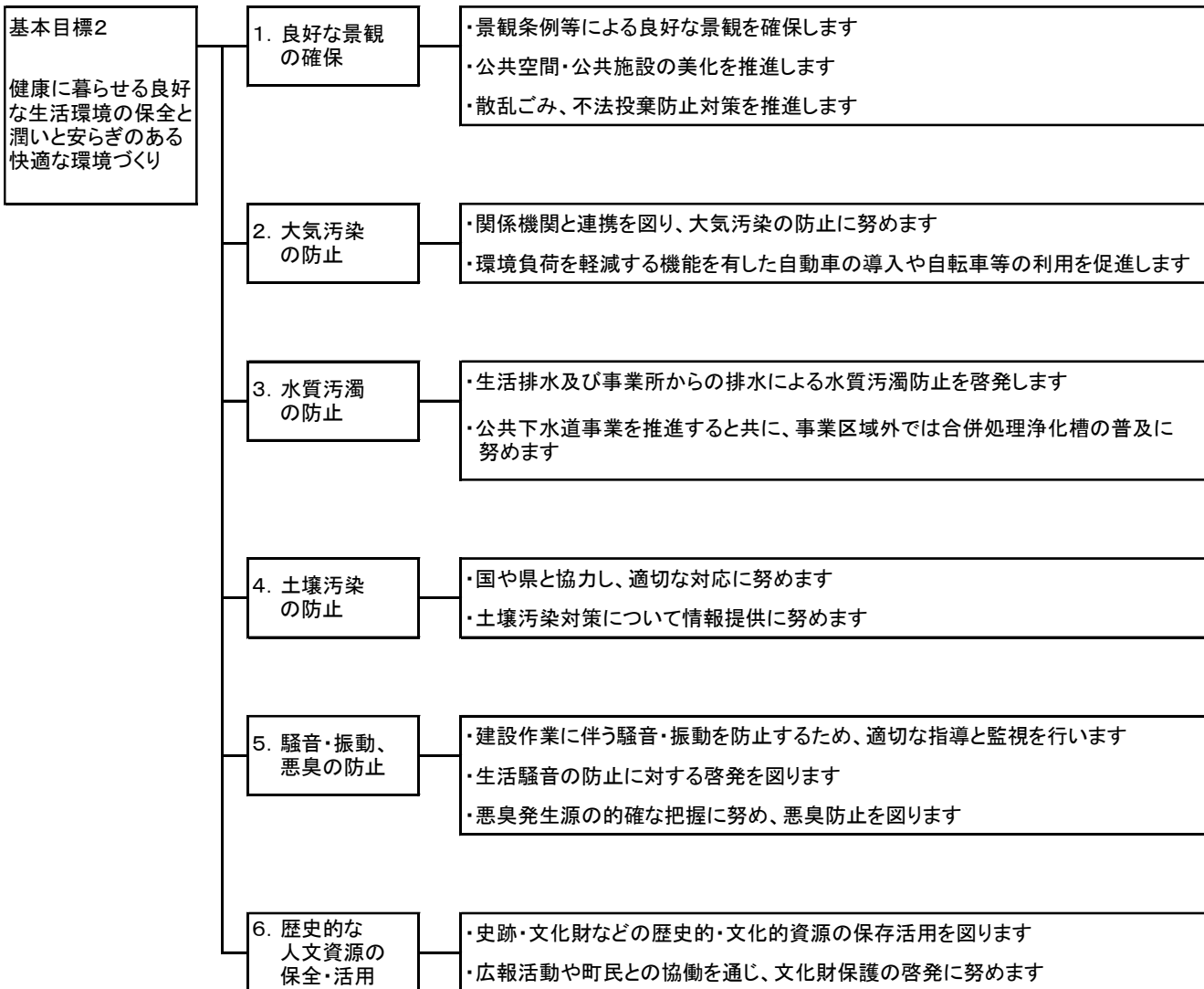


施策の説明

基本目標3 くらし

SDGs ロゴ

SDGs ロゴ



施策の説明

基本目標4 みどり・生き物

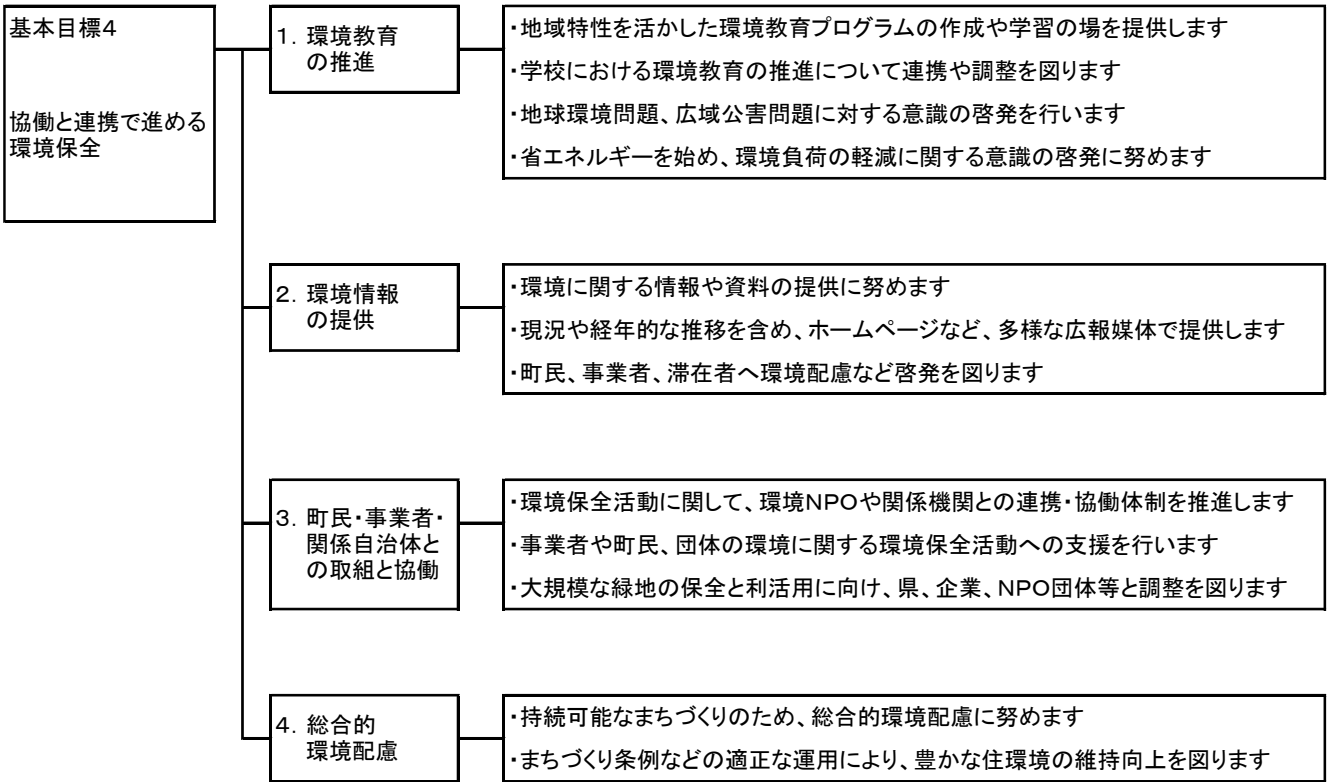
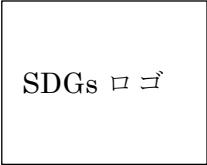
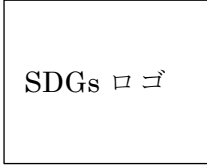
SDGs ロゴ

SDGs ロゴ

基本目標	施策の方針	施策の内容
<p>基本目標1</p> <p>人と自然が豊かにふれあえる健全な自然環境の保全</p>	<p>1. 土地利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画や都市計画マスタープランなど、土地利用に関する計画との整合性を図り、総合的・計画的な土地利用を推進します ・自然と共生し、生態系に配慮した土地利用に努めます
	<p>2. 森林の保全</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域制緑地の指定による緑地の保全を図ります ・町有緑地の適正な管理に努めます ・地権者、関係行政、ボランティア団体等と調整に努めます
	<p>3. 海岸・河川などの水辺地の保全</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町民・事業者の参加による海岸・河川の美化清掃活動を実施します ・海岸や河川は、災害に配慮するとともに、河川改修においては多自然型工法の導入等を行います
	<p>4. 動植物・生態系の保全</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自然観察会・講習会など、生物とのふれあいの機会を設けます ・動植物、生態系に関する情報収集とともに、生物多様性の保全に努めます ・県や近隣自治体と連携した取り組みを行います ・県や地区鳥獣対策協議会と連携し、外来生物による被害対策を講じます
	<p>5. 農地の保全</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・貴重な緑地空間である農地を保全し、生産力の維持向上に努めます ・地場農産物の生産を支援します ・町民農園を充実させ、荒廃農地の拡大を防止するとともに、町民が土に親しむ機会を設けます

施策の説明

基本目標5 協働



施策の説明

第3章 環境配慮・行動指針

1. 「基本目標1 脱炭素社会の実現に向け省エネ・再エネに取り組むまちづ

くり」に対する行動

資源・エネルギーの循環でゼロ・ウェイストの推進、廃棄物の適正な処理、エネルギーの有効利用などに関連した取り組みが求められています。

《町民の行動》

- ごみの発生を抑制し、分別による再利用を徹底します。
- ごみ分別を守り、適正処理を行います。
- 省エネルギーに心がけ、クリーンエネルギーの導入に努めます。

《事業者の行動》

- 産業廃棄物の発生抑制に努め、自主回収システムの構築を進めます。
- 廃棄物の適正な処理を処理業者に求めます。
- 省エネルギーの啓発やクリーンエネルギーの導入に努めます。

《滞在者の行動》

- ごみの発生を抑制し、分別ルールに従い資源化します。
- ポイ捨てをせず、適切に処理を行います。
- 節電、節水、省エネルギーに心掛けます。

なぜ配慮するの？

- ・大量消費、大量廃棄から循環型社会へ転換するため、ごみに対する認識を改め環境への負荷を減らす必要があるからです。
- ・適正に分別を行うことにより、資源化を推進するからです。
- ・石油などのエネルギーには限りがあり、二酸化炭素の削減にも繋がるからです。

中学生の声

2. 「基本目標2 ゼロ・ウェイスト社会を目指す循環型のまちづくり」

に対する行動

資源・エネルギーの循環でゼロ・ウェイストの推進、廃棄物の適正な処理、エネルギーの有効利用などに関連した取り組みが求められています。

《町民の行動》

- ごみの発生を抑制し、分別による再利用を徹底します。
- ごみ分別を守り、適正処理を行います。
- 省エネルギーに心がけ、クリーンエネルギーの導入に努めます。

《事業者の行動》

- 産業廃棄物の発生抑制に努め、自主回収システムの構築を進めます。
- 廃棄物の適正な処理を処理業者に求めます。
- 省エネルギーの啓発やクリーンエネルギーの導入に努めます。

《滞在者の行動》

- ごみの発生を抑制し、分別ルールに従い資源化します。
- ポイ捨てをせず、適切に処理を行います。
- 節電、節水、省エネルギーに心掛けます。

なぜ配慮するの？

- ・大量消費、大量廃棄から循環型社会へ転換するため、ごみに対する認識を改め環境への負荷を減らす必要があるからです。
- ・適正に分別を行うことにより、資源化を推進するからです。
- ・石油などのエネルギーには限りがあり、二酸化炭素の削減にも繋がるからです。

中学生の声

3. 「基本目標3 健康に暮らせる良好な生活環境の保全と潤いと安らぎのある快適な環境づくり」に対する行動

生活環境で景観、大気、水質、土壌、騒音等、人文資源などに関連した取り組みが求められています。

《町民の行動》

- 各々がごみを捨てず、きれいな町にするよう心掛けます。
- 低公害車の活用と公共交通機関や自転車を利用します。
- 浄化槽を適切に維持管理し、公共下水道整備区域では速やかに下水道に接続します。
- 行政等による土壌汚染の情報に関心を持ちます。
- 生活に伴い発生する騒音や悪臭の抑制に心掛けます。
- 郷土の文化財に関心を持ち、その保護に協力します。

《事業者の行動》

- 産業廃棄物の適正処分を徹底します。
- 低公害車の活用と公共交通機関や自転車の利用を啓発します。
- 浄化槽を適切に維持管理し、公共下水道整備区域では速やかに下水道に接続します。
- 有害物質、廃棄物の管理を徹底します。
- 工事の際は低騒音型の機械を使用するとともに、作業時間に配慮します。
- 開発、工事の際は文化財保護に配慮した計画をたてます。

《滞在者の行動》

- ごみは持ち帰り、良好な環境を維持します。
- 公共交通機関や自転車を利用し、又は省エネ運転に心掛けます。
- 河川等を汚さず、汚染に繋がるまき餌や漁具の使用に配慮します。
- 土壌汚染に繋がる製品の放置等をしません。
- 深夜の騒音など近隣住民へ配慮します。
- 文化財の保護に協力します。

なぜ配慮するの？

- ・生活の中で親しんできた町並みなどを将来へ引き継ぐ必要があるからです。
- ・自転車等を利用することにより、二酸化炭素の排出を削減し、地球温暖化防止に繋がるからです。
- ・合併浄化槽を適正に管理することにより、放流水の悪化を防ぐと共に悪臭等を予防し、快適な生活環境が保てるからです。
- ・土壌汚染による人への健康被害を防止するからです。
- ・地域内で生活習慣の違う人々が生活するため、生活騒音など周辺への配慮が必要となるからです。
- ・歴史、文化に育まれ、さまざまな交流が広がっているからです。

中学生の声

4. 「基本目標 4 人と自然が調和する健全な自然環境の保全」

に対する行動

自然環境で土地利用、森林、海岸・河川、動植物・生態系、農地などに関連した取り組みが求められています。

《町民の行動》

- 所有の樹木など緑の維持管理を行い、緑地の適正な保全に努めます。
- 海岸・河川を汚さないように心がけ、美化清掃活動に参加します。
- 外来の動植物を移入させたり、ペットを放したり、野生動物等への餌やりはしません。
- 地産・地消を踏まえ、地域の農業や農産品に関心を持ちます。

《事業者の行動》

- 土地利用に関する各種計画を遵守します。
- 山林を適正に管理し、斜面災害の防止に努めます。
- 海岸・河川を汚さないように心がけ、美化清掃活動に参加します。
- 動植物・生態系へ配慮し、外来生物等の被害対策防除に努めます。
- 環境保全型農業に取り組むとともに、地域への流通に努めます。

《滞在者の行動》

- 地域の植生に気を配り、持ち出し、持ち込みなどはしません。
- 海岸・河川を汚さないように心がけ、美化清掃活動に参加します。
- 動植物・生態系への関心を持ち、希少な動植物の保護に努めます。

なぜ配慮するの？

- ・ 管理をしている樹木（人工林など）は、間伐や枝払いをすることにより、成長を促し、地面の草木による水源涵養機能が向上するからです。
- ・ 清掃することにより、自然界に存在しない物品等を取り除くことで化学物質などによる汚染を防ぎ、生物多様性の保全に繋がるからです。
- ・ 外来生物が繁殖することにより、生態系に急激な変化をもたらし、在来種などが死滅する恐れがあるからです。
- ・ 地場農産物を購入することにより、生産者と消費者が食の安全による信頼関係が生まれ、更に自然環境の保全、良好な景観など様々な役割があるからです。

中学生の声

5. 「基本目標5 協働と連携で進める環境保全」に対する行動

協働と連携で環境教育の推進、環境情報の提供、町民・事業者との協働、環境配慮などに関連した取り組みが求められています。

《町民の行動》

- 家庭、地域、学校など様々な場面で環境教育に心掛けます。
- 環境に関する情報に関心を持ちます。
- 地域、団体と協働して環境保全活動に参加します。
- 温室効果ガスなど、環境の視点から負荷を減らす生活をします。

《事業者の行動》

- 職場での環境教育を積極的に行い、環境配慮を自覚して行動をします。
- 環境に関する情報提供や講習会等の案内をします。
- 地域、団体と連携して環境保全活動に参加・協力します。
- 持続可能なまちづくりを目指し、環境配慮に努めます。

《滞在者の行動》

- 環境に関する情報を収集し、地域特性に関心を持ちます。
- 地域、団体と協働して環境保全活動に参加・協力します。

なぜ配慮するの？

- ・身近なところで、環境教育・学習にふれて、それぞれ個人が、地域で環境保全に取り組む必要があるからです。
- ・環境情報に関心を持つことで、環境保全に取り組み始めるからです。
- ・地域や団体と連携して取り組むことで、保全活動が推進できるからです。

中学生の声

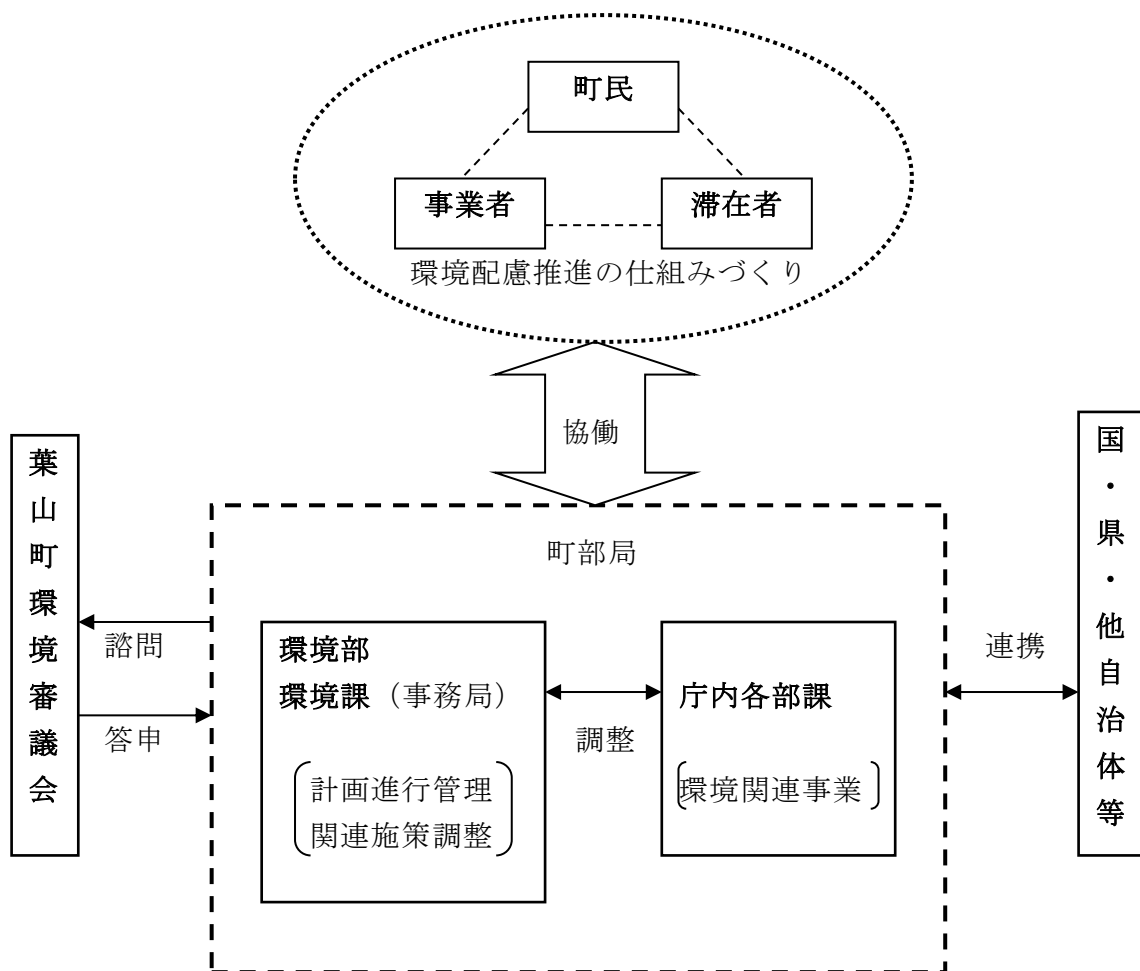
第4章 計画の推進

1. 計画の推進体制

望ましい環境像を実現するためには、推進主体である町民、事業者、滞在者、町（行政）がそれぞれの立場で関わり、環境保全活動を実施することが重要です。

また、環境問題の解決に向けた施策の実施については、町の財政状況、他の施策・計画の状況を考慮し、4者による協働と連携により、持続可能な活動の推進を図っていく必要があります。

計画実施の推進体制



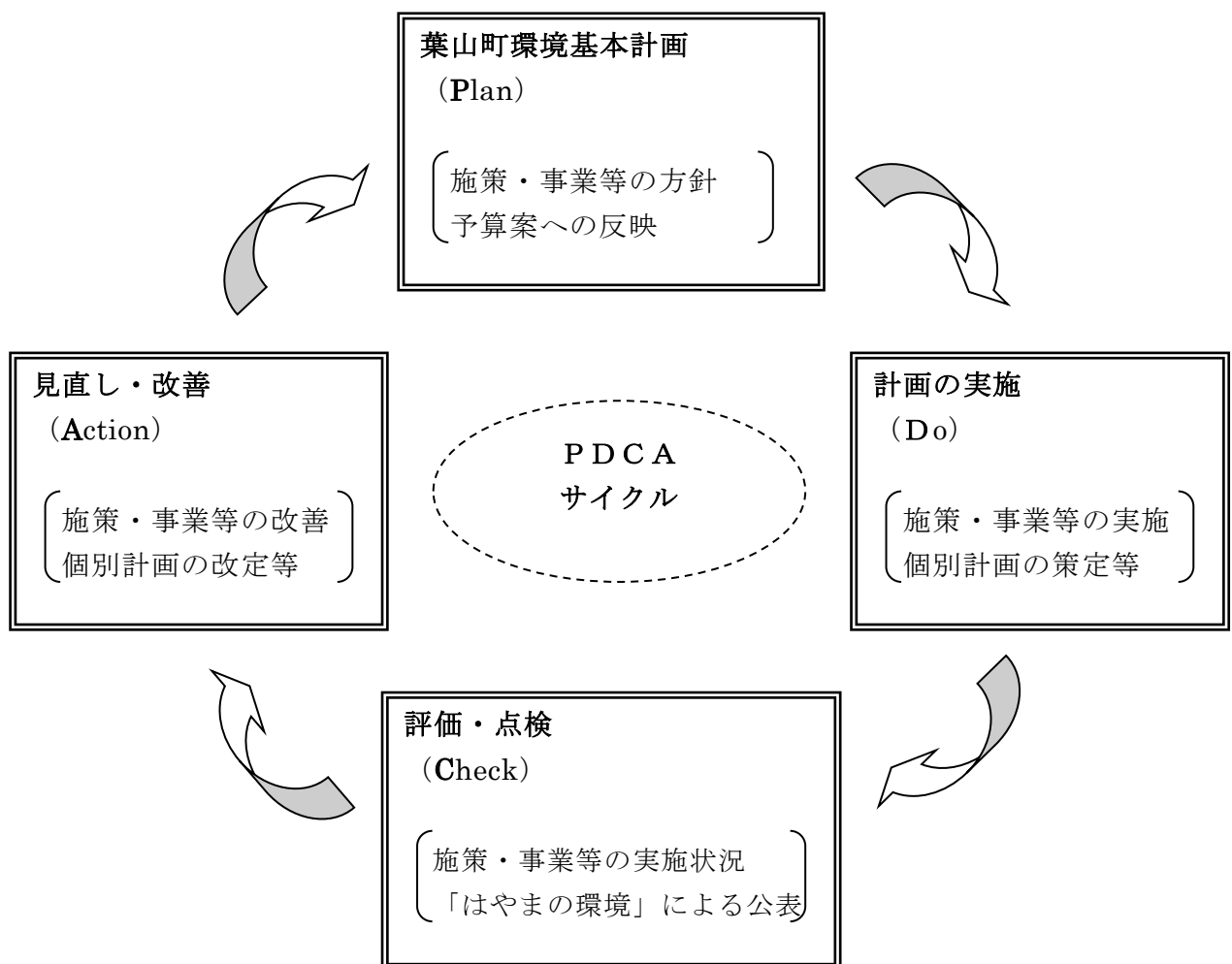
2. 計画の進行管理

本計画では、各施策の進捗状況を点検・評価することにより、計画の進行管理を行います。

実施方法については、「PDCAサイクル」を基本とし、点検・評価を行い、総合計画との調整を図ることとします。

また、本計画による関連事業の内容について行政評価による改善見直しを繰り返し、関係各課と連絡調整を行い、進捗状況を環境審議会へ報告するなど、広報等により町民へ公開していく仕組みづくりに努めます。

計画実施の進行管理



資料編

1. 葉山町環境基本条例

葉山町環境基本条例(抄)

平成 11 年 4 月 9 日
葉山町条例第 6 号

私たちのまち葉山は、美しい海と緑の山々に囲まれた素晴らしい自然環境に恵まれ、ここに生活する人々の参加と努力により、静かなたずまいのまち及び快適な保養地として今日に至っている。

今を生きる私たちは、良好な環境の下で、安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、先人から受け継いだ恵み豊かな環境を次の世代に引き継ぐことができるように環境を保全する責務を担っている。

そこで、私たちすべての共有財産である環境の保全に取り組み、今ある環境を損なうことなく、美しい自然と住み良い郷土を守るため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに町、事業者、町民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、町民が健全で恵み豊かな生活を営む上で必要となる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、町、事業者及び町民がそれぞれの責務を自覚して、公平な役割分担の下に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地球的規模の環境問題を町、事業者及び町民が自らの課題と認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において、積極的な取組によって行われなければならない。

(環境基本計画)

第 9 条 町長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び町民の意見を聴くために必要な措置を講ずるとともに、葉山町環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

2. 葉山町環境基本計画の改定経過

環境審議会等の検討経過

平成 21 年度

7月 1日	審議会委員委嘱
7月 28日	第1回環境審議会 「新委員顔合わせ、資料提供」 (各種計画・スケジュール・はやまの環境・アンケート結果等)
12月10日	担当部課長会議
12月15日	開催調整(会長打合わせ)
2月16日	第2回環境審議会 「環境基本計画の改定について(諮問)」 計画(案)第1章から第3章
2月下旬 3月上旬	

平成 22 年度

4月16日	更新予定	
5月11日		
7月15日		
9月 6日		
10月下旬		
11月29日		第3回環境審議会 「環境基本計画改定版(案)について」 計画(案)全章修正
12月下旬		課内会議 環境基本計画改定版(案)決定及びパブリックコメント実施につ
1月 5日		いて
～2月 4日		「パブリックコメントの実施」
1月15日		
2月中旬	住民説明会〔環境基本計画改定版(案)について〕	
2月下旬	課内会議(パブリックコメントについて)	
3月14日	書面審議 「環境基本計画改定版(案)について」	
3月29日	「パブリックコメントの公表」	
3月下旬	答申書提出 課内会議(環境基本計画改定版の決定)	

3. 環境審議会

(1) 葉山町環境審議会委員名簿

役職	氏名	現職等	備考
会長	原科 幸彦	千葉商科大学学長	学識経験を有するもの
	錦澤 滋雄	東京工業大学准教授	学識経験を有するもの
	矢板 千英子	県横須賀三浦地域県政総合センター 環境部長	行政機関の職員
	三井 修	二子山山系自然保護協議会 副理事長	その他町長が認める者 (町民代表者)
	相馬 立夫	建築設計事務所代表	
副会長	加藤 清	葉山町商工会理事	その他町長が認める者 (商工業関係者)
	石井 春夫	葉山野菜の会会長	その他町長が認める者 (農業関係者)
	角田 正美	葉山町漁業協同組合 代表理事組合長	その他町長が認める者 (漁業関係者)

任期：令和3年7月1日～令和5年6月30日

(2) 関連制度

(条例)

- ・葉山町污水处理場の設置及び管理に関する条例（昭和58年条例第12号）
- ・葉山町都市公園条例（昭和60年条例第2号）
- ・ふるさと葉山みどり基金条例（昭和63年条例第7号）
- ・葉山町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成7年第14号）
- ・葉山町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成8年条例第8号）
- ・葉山町土地埋立て等の規制に関する条例（平成10年条例第14号）
- ・葉山町環境基本条例（平成11年条例第6号）
- ・葉山町の美化促進に関する条例（平成12年条例第15号）
- ・葉山町まちづくり条例（平成14年条例第17号）
- ・安全で快適な葉山海水浴場の確保に関する条例（平成22年条例第5号）

(規則)

- ・葉山町環境審議会規則（平成11年規則第23号）

葉山町環境基本計画（改定版）

発行日 令和4年 月

発行 葉山町

〒240-0192 神奈川県三浦郡葉山町堀内 2135

TEL 046-876-1111（代表）

編集 葉山町環境部環境課